

拡大型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、拡大型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(R5.6)」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（R5.7）」に準拠）に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和6年5月29日

青森県知事 宮下 宗一郎

記

1. 業務概要

(1) 業務名

委計第1号 青森県都市計画マスタープラン改定業務委託

(2) 業務目的

令和6年度は、平成22年に改訂した「青森県都市計画マスタープラン」のうち、「基本方針」について、青森県の現状や近年の社会経済情勢の変化等を踏まえ、再度の改定に向けた検討を行うことを目的とするものである。基本方針ではおおむね20年後の姿を展望した全県的な都市構造の将来像を描き、その実現に向けた大きな道筋を示すこととし、その内容について県民との合意形成が促進されるよう、県民に理解しやすい形で素案を作成する。

令和7年度は、令和6年度に検討した「基本方針」を踏まえ、「圏域別計画」の改定に向けた検討を行い、その内容について基本方針と同様に県民との合意形成が促進されるよう、県民に理解しやすい形で素案を作成する。

なお、「青森県都市計画マスタープラン」のうち、「区域マスタープラン」の改定に向けた検討は本業務に含まない。

(3) 主たる業務内容

A. 令和6年度業務（「基本方針」の改定に向けた検討）

- 1) 青森県の現状・傾向の分析と将来予測
- 2) 関連計画・法令・社会経済情勢等の把握
- 3) 市町村への意見照会
- 4) 目指すべき将来像の提案
- 5) 課題の整理
- 6) 実現に向けた方針の提案
- 7) 基本方針素案の作成

- 8) 検討委員会の開催
- 9) 公開勉強会（仮称）の開催
- 10) 報告書作成

B. 令和7年度業務（「圏域別計画」の改定に向けた検討）

令和6年度業務と同様に圏域別計画素案および報告書を作成する。検討委員会、公開勉強会（仮称）についても、令和6年度業務と同様に開催する。

2. 業務量の目安

令和6年度業務の業務委託料は34,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

令和7年度業務の業務委託料は30,000,000円程度（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。

3. 履行期限

契約締結の翌日（令和6年7月下旬予定）～令和7年3月25日 [令和6年度業務]
～令和8年3月25日 [令和7年度業務]

4. 手続等

(1) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県県土整備部都市計画課都市計画・景観グループ
担当：舘岡（タテオカ）
TEL：017(734)9681（直通）
FAX：017(734)8196
e-mail：toshikei@pref.aomori.lg.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年5月29日から令和6年6月27日まで青森県県土整備部都市計画課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト上で交付する。

(3) 参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和6年6月27日 午後5時まで
提出は、上記日時までに1部、都市計画課都市計画・景観グループ担当者へ提出する。
(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

(4) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和6年6月27日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、都市計画課都市計画・景観グループ担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

8. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：業務委託料の10分の1(500万円以下の場合は100分の5)以上の額。
ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記7.(1)に同じ。

(5) 詳細は、説明書による。